

長野県技能評価認定要綱

平成 16 年 6 月 7 日 公示第 380 号

(目的)

第 1 この要綱は、長野県産業界の人材育成を促進し、雇用の安定及び産業活性化を図るため、事業主又は事業主の団体が行う技能評価を県が認定することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において「技能評価」とは、事業主又は事業主の団体（以下「事業主等」という。）が、その雇用する従業員（事業主の団体にあつては、その構成員の従業員等）に対し、職務に必要な技能等についての評価を行うことをいう。

(範囲)

第 3 認定の対象となる技能評価の範囲は、長野県内に住所を有する者がその対象者に含まれている技能評価（事業主が実施する技能評価にあつては、長野県内に事業所を有する事業主が実施するものに限る。）とする。

(認定の基準)

第 4 認定を受けることのできる技能評価は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 技能評価が、職業に必要な技能及び知識について行われるものであること。
- (2) 技能評価が、直接営利を目的としないこと。
- (3) 技能評価が、定期的に実施されること。
- (4) 技能評価の評価基準が、適切であること。
- (5) 技能評価の実施方法が、公平であること。
- (6) 技能評価の基準に安全に関する事項が含まれること。

(認定の申請)

第 5 認定を受けようとする事業主等は、技能評価認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 技能評価実施規程
 - (2) 当該年度の技能評価に関する実施計画書
 - (3) その他必要な書類等
- 2 前項第 1 号の技能評価実施規程は、技能評価に関し次の各号に掲げる事項を記載したものとする。
- (1) 実施職種、級別区分及び評価を受けることができる要件に関する事項
 - (2) 評価方法及び評価要素に関する事項
 - (3) 評価の回数、時期及び場所に関する事項
 - (4) 評価に当たる者の選任に関する事項
 - (5) 問題の作成及び合否の判定に関する事項
 - (6) 合格した者に対する証明に関する事項
 - (7) その他技能評価に関し必要な事項
- 3 第 1 項の申請書の提出期間は、別に定める。

(認定)

第 6 知事は、第 5 第 1 項の申請を受理したときは、長野県技能評価認定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて認定の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、認定の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 審査会の組織及び運営については、別に定める。

(認定の表示)

第7 認定を受けた技能評価を実施する事業主等（以下「認定技能評価実施者」という。）は、認定を受けた技能評価（以下「認定技能評価」という。）については、「長野県認定技能評価」の表示をすることができる。

(変更の承認等)

第8 認定技能評価実施者は、技能評価実施規程を変更しようとするときは、変更の内容、時期及び理由を記載した書類を提出して、知事の承認を受けなければならない。

2 認定技能評価実施者は、その名称、代表者及び事業所の所在地又は団体の所在地を変更したときは、遅滞なくその内容を記載した書類を知事に届け出なければならない。

(実施計画書の提出)

第9 認定技能評価実施者は、毎事業年度開始前に、当該年度の認定技能評価に関する実施計画書を知事に提出しなければならない。

(実施状況報告書の提出)

第10 認定技能評価実施者は、事業終了後速やかに実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

(資料の提出)

第11 認定技能評価実施者は、認定技能評価の実施に関し、知事から必要な資料の提出を求められたときは、当該資料を提出しなければならない。

(認定技能評価の廃止の届出)

第12 認定技能評価実施者は、認定技能評価を廃止したときは、速やかに廃止の時期及び理由を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第13 知事は、認定技能評価実施者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 第4各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。

(2) 第8第1項の規定による知事の承認を受けなかったとき。

(3) 第8第2項又は第9から第11までの規定による書類の提出を怠ったとき。

2 知事は、前項の取消しをしようとするときは、必要に応じ審査会の意見を聴くものとする。

(認定証明)

第14 認定技能評価実施者は、知事に対し、技能評価に合格したことを証する書面に、当該技能評価が認定技能評価である旨の証明を付すことを求めることができる。

2 知事は、長野県外の認定技能評価実施者の行う認定技能評価に合格した長野県内に住所を有する者から認定技能評価に係る証明申請があったときは、当該認定技能評価実施者に確認の上、証明をするものとする。

(申請書等の様式)

第15 この要綱で定める申請書の様式等は、別に定める。